

終に二つはないんが、鬼全に工期はぐ仕上げて、カウチの
う理事者に採にお願いたしてす。

子長（石川常太郎君） お言葉セ十分尊重いたして、
監督と蔵にいたして、工期はに完成するようにと
します。

議長（田村匡雄君） 二つにて質疑と終結したします。
おほかりいたしてす。 したりて議題と何うありす
議案オナナ六号にしては二つに同意する二つに二議
ありせんか。

（二議案は二つとあるあり）
議長（田村匡雄君） 二議案は二つと認めす。 二つ議案
オナナ六号にしては二つに同意する二つに決定したしてす
た。

議長（田村匡雄君） おほかりいたしてす。 日程オナナ六号
オナナ六号の道路線関係にしては一括して議題に使
したと思ひます。が二つに二議案ありせんか。

（二議案は二つと呼ぶ有あり）

議長（田村匡雄君） 二議案は二つと認め一括議題とする二
つに決定したしてす。

議長（田村匡雄君） 日程オナナ六議案オナナ七号は道路線
の認定にして、日程オナナ七議案オナナ八号は道路線
の変更にして、日程オナナ九議案オナナ九号は道路線の
廃止にして、議題に使してす。

（二議案は二つと呼ぶ有あり）
議案セ省略して、したりに理事者から提案理由の
説明を求めす。

（子長）石川常太郎君登壇
オナナ七号、オナナ八号、オナナ九号にしては二つと、
田の説明をさせていたしてす。

最初議案オナナ七号と二つに示す。 田面が
つてありす。けれども、二つは新しく二議案とす
う、だいたいするといふものでございして、審議に入る

議 七十七
七十九

詔 二

おはかりいたします。 以下、手議題とほす。ありあす
三伊に、そは建設委員会には託し、詳細は委員七
ノミにいたし、と思ひます。が、二に、二委員あり、あ
「委員は」と呼ぶ者あり」

議長 田村匡雄君 二委員は、と認め、こより決定した
ました。 ほか委員会の調査報告は、本会期中にお
願ひいたします。

議長 田村匡雄君 一 おはかりいたします。 日程ヤナ九にお
ビヤナ十の諮問の關係に、そは一紙と、議題に供した
と思ひます。が、二に、二委員あり、あせんか、
「委員は」と呼ぶ者あり」

議長 田村匡雄君 二委員は、と認め、一紙議題とする
に決定した。 二委員は、と認め、一紙議題とする

議長 田村匡雄君 日程ヤナ九諮問ヤナ九、昭和四十三
月分水道料金、昭和通和分、にあする委員の由、
に關する諮問に、そ、 日程ヤナ十諮問ヤナ十、昭和

四十三、月分水道料金、昭和通和分、にあする委員
の由、に關する諮問に、そ、以上二紙を、一紙と、議題に供
す。 事務局長、そ、諮問の、謝辞を、いたさす。

議長 田村匡雄君 島田議員、事務局長、謝辞、省略
す。 理事者、から、提案理由の、説明を、お

議長 石川常太郎君 登壇

議長 石川常太郎君 日程ヤナ九、 日程ヤナ十、諮問ヤナ
九、に、ヤナ十、に、つ、つ、つ、二、説明、お、す。

水道料金、に、つ、つ、つ、五月分、六月分、の、委員、
ス、か、あ、た、や、け、な、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、
そ、あり、す、つ、つ、つ、理由、に、つ、つ、つ、つ、つ、つ、
た、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、
に、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、

そ、二、委員、は、二、委員、の、委員、と、つ、つ、つ、
は、 衛生、水、道、事業、の、管理、者、と、ある、私、が、 昭和四

十三号六月八日付で五月分を、七月九日付で六月分の水道村金の収入通知を分を事案申上りしものより、
こゝに行ひ示したところ、それによつて水道村金の収入通知
分金の取り消しと、取り消さるるもの本件分金の拘束
おとびその手続きの執行の停止を定めるという二とでこ
ごいます。
その理由は三点ございしますが、その
中第一は昭和十二年十一月の違例委員会におき、福生村
水道給水各戸の改正案が議決されて値上げとなり、
その各戸に基き水道村金の収入通知がなされていくが、
水道村金はいまだ村金であるから値上げしうとするこ
とによつて分に事案に説明して値上げを議決すべきであるに
この改正案は事案に由民にたつては人々に知らせるに
取打ち的に議決に上程するの誤りであるから、
この各例の改正は無効である。従つてそれに基い
た水道村金の通知も分も無効であるというもので
ございします。

二番目は、その後事案申上りしたもののうち、
四丁五丁の十六名が議決にたつて福生村水道村金
値上げ反対に関する「請願書」を提出し、
「水道村金内題持別委員会を設置して請願書
の解決を付託したにもかかめらねば当局は其の請願
をまだに新村金にする収入通知を出したことは
不当であり、この処分は無効であるという二とでこ
ごいます。

三番目は、この水道給水各戸の改正により、
別村金を採用しているが、十分は説明もなく
この算定基準は不明確であり、
不当な差別をするものである。従つてこの算定は
不当であるというより二とでございします。

六月分は五月分とほとんど変りないのでござい
ますが、変りありするものは、持別委員会を設置し
た請願書の奥付を解決は人々に知らせる、
議決にた

も執行はござるやうでございます。もしもこの執行
を止めさせるやうなことをすれば、それは法律違反であ
ることは明らかなのであります。このやうなことはござ
らないのであらず、この必分の執行によつて不当であつた
ことは理由にほりないと思ひます。

や三つにござるは、資金改定の際にもご説明申し上げ
たと思ひますが、資金は給水に好する代価であるか
う代価として適正な価格であることに、水道使用者
間の資金はござるだけ、いふやうなほりないのや
う、このやうな観点から従来からの用途別資金体系を
検討し、その結果従来より合理的であるところの
は、従来の資金体系を採用したやうでございます。この
は、従来の体系は、水の供給に要する諸経費、すなわ
ち原価を基礎として、いふやうな資金負担とほるやうな
やうな決められたものであります。ゆへに、いふやうな
方法は、住民に好まざる不当な差別的であるといふことは、金

理由にほりません。むしろいふやうにほるにやうで
ございます。

以上のおやうなやうでございます。ゆへに、いふやうな
いふやうな理由がほいと考へますので、事業却り決定に
したおやうでございます。よろしくご意見を賜りまし
て、同意をいただきますやうお願いいたします。おやう
でございます。

ほかのたいしやうにござることは、参考資料としてし
て、五月分、六月分を別に印刷を配りしやうある
やうでございます。よろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

九番(大野行夫君) たいさいの理事長者の説明をよくめり
ました。本件についてでございますが、十月八日と
十一日の四日、反政府の代表者に理事長、代表者にお
き、正副議長初め常任委員会の代表者が、同じ
集まり、この要請点にござる、合意をせしめ、あります。

其の結果を十月末に反好有圓から回答を得ると
 いうふうな現状にまでおりてしまふ、本件につきまじ
 るは延合の勸業をもち延合をさういふたうにしたいといふ
 ことをいひあげます。
 桑原田村匡雄君 おほかりいたします。下たいの勸業
 のとおり延合するに二男ありてせんか、
 二男ありしと仰ぶ有る、
 桑原田村匡雄君 二男ありしと認めます。ふうにた
 いの勸業はかゝりたしした。
 桑原田村匡雄君 本日は二女をもち延合いたします。
 ほあ、この本合議は十一月二日子が九時から用
 合いたしますのう、あいかじめ二子承願います。
 午後五時三十分散会

福生町告示第 十三号

昭和四十三年福生町議会第三回定例会を次のとおり招集する。

昭和四十三年十月十八日

福生町長 石川 常太郎

期日	昭和四十三年十月二十二日
場所	福生町議会議場

福生町議会

福議発第一六七号

昭和四十三年十月十八日

福生町議会議長 田村 匡雄

殿

議案説明員の出席要求について

昭和四十三年第三回福生町議会定例会にご出席くださるよう地方自治法第一二一条の規定により要求いたします。

一、日 時 十月二十二日（火） 午前九時

二、場 所 福生町議会議場

なお、議事日程及び付議々案写を別紙のとおり送付いたします。